

檢查規程

第1章 総 則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をUSSと称する。

第2条（検査の目的）

1. 当社は、中古自動車を公平に安心して売買できるようにするために、当社の認定した検査員が、出品店の申告内容に基づいて出品車両を検査し、以下の評価基準により評価するものとする。
2. 落札店は、前項の評価を落札する際の参考にすることができるが、評価の相違について、USSに責めを求めるることはできない。

第2章 評価点および評価基準

第3条（評価点および評価基準）

1. 出品車両の評価点及び評価基準は別表1のとおりとする。
2. 第1項の内装補助評価基準は別表2のとおりとする。
3. 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗悪車

ボディ主要パーツ（フレーム、メンバー、ピラー、フロアパネル、インサイドパネル、ルーフパネル等）が腐食穴などにより、車両状態が悪いもの、および安全走行に問題があるとUSSが判断したもの。または、海水などにより下回り等がひどいサビ、腐食でボルト、ナットの締めつけや整備が不能になったもの

(2) 災害車

災害等を受けたと思われるもの、およびそれに準ずる状態で著しく商品価値の下落が見込まれるとUSSが判断したもので、冠水歴車（災害や自らの浸水により、水または泥等に浸かったもの、およびそれに準ずるもの）、消火剤散布歴車等

(3) 修復歴車

交通事故、その他の災害により下記の外観や機能に欠陥（車体の骨格にあたる部位が損傷したもの）が生じた経歴があるとUSSが判断したもの

イ フレーム、メンバー、インサイドパネル、カウルパネル、トランクフロアパネルを交換、修正したもの、または修正を要するもの

ロ 外面部分を除くピラーの交換、修正したもの、または修正を要するもの

ハ ルーフパネルの交換、修正状態が粗悪なもの、または大きく修正を要するもの

ニ ルームフロアパネルの交換、修正したもの、または修正を要するもの、またそれに溶接接合されたパネルの交換、修正されたもの、または修正を要するもの

ホ その他修正、補修の状態から交通事故歴、災害歴が疑われるもの

第4条（接合車）

1. 本規程において接合車とは、他の車両の一部を接合して、アンダーボディまたはルーフを変更したもの並びに、運転者室、および荷台、荷室、エンジンルームを延長または短縮されたものおよびそれに準ずるとUSSが判断したものをいう。
2. 接合車の取扱については、別途定めるところに従う。

第5条（みなしメーター改ざん車）

出品車両について、当該車両のスピードメーターの取付状態から実走行距離と表示されていないとUSSが判断した場合は、出品店の了解なしにメーター改ざん車とすることができるものとする。ただし、出品店がメーター改ざんではないことを、証明した場合はこの限りではない。

第6条（タコグラフメーター装着車とメーター改ざん車）

1. 出品車両について、当該車両の積算距離計がタコグラフメーター一体式の場合、出品店よりメーター改ざん車または走行不明車の申告がないものは、USSは新車登録時からの標準装備と同等と見做し、実走行扱いをするものとする。
2. 前項に係わらず、タコグラフメーターを途中で交換をしたものとUSSが判断した場合は、出品店の了解なしにメーター改ざん車とすることができるものとする。ただし、出品店がメーター改ざんではないことを、証明した場合はこの限りではない。

(表1) 評価点および評価基準表

*各点数右欄記載の評価基準を全て満たすものを当該評価点数の車両とする。

| 点数 | 走行距離 | 内装補助 評価 | 内外装の程度 | その他 |
|-------|-------------------------------|-------------|--|---|
| S 点 | 10,000 km 未満 | A ランク | ・ほとんど無傷, 無補修であるもの | ・初年度登録経過月数 12 ヶ月 まで |
| 6 点 | 30,000 km 未満 | 同上 | ・ほとんど無傷, 無補修で、加修の必要 のないもの | ・エンジンおよび足回り関係が 良好であること ・初年度登録経過月数 36 ヶ月 まで |
| 5 点 | 50,000 km 未満 | 同上 | ・目立たない傷、凹はあるものの、内外装とも ほとんど加修の必要の ないもの ・外装部品の交換のない もの | ・エンジンおよび足回り関係が 良好であること |
| 4.5 点 | 100,000 km 未満 | B ランク 以上 | ・内外装とも軽微な補修 をすることにより 5 点 に準ずるもの | |
| 4 点 | 150,000 km 未満 | C ランク 以上 | ・目立つ傷、凹、鏽、焦 げ、破れが少々あり、 加修が必要と思われる もの | |
| 3.5 点 | | D ランク 以上 | ・大小の钣金や加修を必 要とする所が数か所あ るもの ・多数の焦げ穴、破れ等 があるもの | |
| 3 点 | | E ランク | ・全補修、交換、張り替 えを必要とするもの | |
| 2 点 | ・商品価値の低いもの、粗悪車等 | | | |
| 1 点 | ・冠水歴車、消火剤散布歴車等 | | | |
| R 点 | ・修復歴車 | | | |
| ×点 | ・極端な低年式車、レプリカ車、特殊車両等の評価の困難なもの | | | |

(表2) 内装補助評価基準表

* 各点数右欄記載の評価基準のいずれかにあてはまるものを当該評価点数とする。

ただし、各評価点の評価基準の複数項目に該当するものについては、当該評価点数より低い評価点とすることができます。

| 評価点* | 評価基準 |
|------|--|
| Aランク | 加修の必要がない、または必要性の低いもの ・ 目立たない小さな破れ、軽い焦げ、または簡単に取れる汚れ等が、全部で2～3か所までのもの |
| Bランク | 軽微な加修を必要とするもの 1. 破れ、焦げ、擦れ、ビス穴が数か所あるもの 2. 焦げ穴、ダッシュボードのウキがあるもの 3. 簡単に取れる汚れがあるもの |
| Cランク | 加修を必要とするもの、または不具合内容が商品価値を下げるもの 1. 焦げ、焦げ穴、擦れ、破れ、目立つビス穴、ダッシュボードのウキ、ヒビ割れ等が多数あるもの 2. 全体に汚れがあるもの |
| Dランク | 大きな加修を必要とするもの 1. 多数の焦げ穴、破れ等があるもの 2. ダッシュボードの大きく変形したもの 3. ひどい汚れがあるもの |
| Eランク | 全体に大きな加修を必要とするもの 1. ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡があるもの 2. 内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等のあるもの 3. 室内に強い異臭があるもの |

平成24年10月1日改訂